



山形県公報

平成26年12月16日（火）
第2606号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1317
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1318
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防・災害対策課）…同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…1320

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1321
- 特殊肥料の検査結果の概要……………（農業技術環境課）…同
- 監査結果の公表……………（監査委員）…1323

## 告 示

### 山形県告示第1031号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------------------|----------------------------|-------------|-----------|
| 合同会社草笛の家<br>鶴岡市羽黒町川代字桜ヶ丘120番地3 | 草笛の家<br>鶴岡市羽黒町川代字桜ヶ丘120番地3 | 短期入所        | 平成26.12.1 |

### 山形県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年12月16日から平成27年1月5日まで縦覧に供する。

平成26年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線

- 2 供用開始の区間 山形市薬師町二丁目1903番1から  
同 440番9まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月17日

### 山形県告示第1033号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、工業団地管理者山形県知事吉村美栄子から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市宮海地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年12月5日から平成27年2月13日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

### 山形県告示第1034号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市（一部）
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年8月29日から同年11月21日まで
- 3 作業の種類  
基準点測量 水準測量

### 山形県告示第1035号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び当該区域を所管する総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成26年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 区域の名称 槇代(2)  
(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字 | 字     | 地 番   | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|-----|-------|-------|---------|
| 鶴 岡 市 |     | 槇 代 | 槇 の 代 | 52-2  | 1号      |
|       |     |     |       | 129-1 | 2号      |
|       |     |     |       | 130   | 3号及び4号  |
|       |     |     |       | 128-1 | 5号      |

|  |  |  |  |       |    |
|--|--|--|--|-------|----|
|  |  |  |  | 126-1 | 6号 |
|  |  |  |  | 125-3 | 7号 |
|  |  |  |  | 53-2  | 8号 |

- 2 (1) 区域の名称 山楯  
 (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱7号から12号までを順次結んだ線及び標柱7号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字 | 字     | 地 番   | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|-----|-------|-------|---------|
| 酒 田 市 |     | 山 楯 | 北 山 添 | 11    | 1号      |
|       |     |     | 北 山   | 63-10 | 2号      |
|       |     |     | 北 山 添 | 4     | 3号及び4号  |
|       |     |     |       | 2     | 5号      |
|       |     |     |       | 1     | 6号      |
|       |     |     | 南 山 添 | 93    | 7号      |
|       |     |     |       | 99    | 8号      |
|       |     |     |       | 97-1  | 9号      |
|       |     |     | 南 山   | 40-3  | 10号     |
|       |     |     | 南 山 添 | 94-1  | 11号     |
|       |     |     |       | 92    | 12号     |

- 3 (1) 区域の名称 台の上  
 (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域（河川区域及び県道敷地を除く。）

| 郡 市     | 町 村   | 大 字 | 字     | 地 番    | 標 柱 番 号 |
|---------|-------|-----|-------|--------|---------|
| 西 村 山 郡 | 大 江 町 | 左 沢 | 台 の 上 | 1703-1 | 1号      |
|         |       |     |       | 1700-1 | 2号      |
|         |       |     |       | 1699-7 | 3号及び4号  |

|  |  |  |  |        |        |
|--|--|--|--|--------|--------|
|  |  |  |  | 1705－4 | 5号及び6号 |
|--|--|--|--|--------|--------|

**山形県告示第1036号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成26年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社山形県建築サポートセンター  
山形市城北町一丁目12番26号
- 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前           | 変 更 後 | 変更年月日        |
|-----------------|-------|--------------|
| 山形市城北町一丁目12番26号 | 同 左   | 平成26. 12. 18 |
| 山形市鉄砲町二丁目17番48号 |       |              |

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第19号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月16日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

**山形県立病院料金規程の一部を改正する規程**

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表分べん介助料等の項中

|                            |                                         |       |
|----------------------------|-----------------------------------------|-------|
| 産科医療補償加算（妊娠満22週以降の分べんに限る。） | 単児の場合 30,000円                           | を     |
|                            | 多児の場合 30,000円に2児以上1児を増すごとに30,000円を加算した額 |       |
| 産科医療補償加算（妊娠満22週以降の分べんに限る。） | 単児の場合 16,000円                           | に改める。 |
|                            | 多児の場合 16,000円に2児以上1児を増すごとに16,000円を加算した額 |       |

**附 則**

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成27年4月16日まで縦覧に供する。

平成26年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークタウン長井小出  
長井市小出字館西3854番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高善興
- 3 変更する事項  
駐輪場の位置  
（変更前）縦覧に供する図面のとおりに  
（変更後）縦覧に供する図面のとおりに
- 4 変更年月日  
平成26年12月1日
- 5 届出年月日  
平成26年11月21日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年4月16日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成26年10月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成26年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 特殊肥料<br>の指定名 | 生産業者、輸入業者若しくは<br>販売業者又は表示者 | 届<br>(商<br>品<br>名) | 検査の結                  |                        |                   |                      |                           |                       |                       | 備考 |                            |
|--------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------|-------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|----|----------------------------|
|              |                            |                    | 窒<br>素<br>全<br>量<br>% | リン<br>酸<br>全<br>量<br>% | 加里<br>全<br>量<br>% | 銅<br>全<br>量<br>mg/kg | 亜<br>鉛<br>全<br>量<br>mg/kg | 石<br>灰<br>全<br>量<br>% | 炭<br>素<br>窒<br>素<br>比 |    | 水<br>分<br>含<br>有<br>量<br>% |
| たい肥          | 有限会社庄内手づくり農場               | 土壤一<br>番           | 3.0                   | 5.5                    | 2.7               |                      |                           |                       | 13.0                  |    | 現物                         |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成26年11月に実施した平成26年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成26年12月16日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 坂 | 本 | 貴 | 美 | 雄 |
| 山形県監査委員 | 児 | 玉 |   |   | 太 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 |   | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関38箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関             | 実 施 年 月 日   | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------------|-------------|-------------|------|
| 病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所     | 平成26年11月7日  | 児玉委員        | 会田委員 |
| 庄 内 児 童 相 談 所           | 平成26年11月7日  | 児玉委員        | 会田委員 |
| 総合療育訓練センター庄内支所          | 平成26年11月7日  | 児玉委員        | 会田委員 |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所         | 平成26年11月7日  | 児玉委員        | 会田委員 |
| 鶴 岡 乳 児 院               | 平成26年11月7日  | 児玉委員        | 会田委員 |
| 水 産 試 験 場               | 平成26年11月11日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 鶴 岡 警 察 署               | 平成26年11月11日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 金 峰 少 年 自 然 の 家         | 平成26年11月11日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 酒 田 東 高 等 学 校           | 平成26年11月11日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 産 業 技 術 短 期 大 学 校 庄 内 校 | 平成26年11月11日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 酒 田 警 察 署               | 平成26年11月11日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 鶴 岡 北 高 等 学 校           | 平成26年11月12日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 鶴 岡 南 高 等 学 校           | 平成26年11月12日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 鶴 岡 養 護 学 校             | 平成26年11月12日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター水田農業試験場       | 平成26年11月12日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 庄 内 教 育 事 務 所           | 平成26年11月12日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 鳥 海 学 園                 | 平成26年11月25日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 酒 田 特 別 支 援 学 校         | 平成26年11月25日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 消 防 学 校                 | 平成26年11月25日 | 坂本委員        | 加藤委員 |

|              |             |      |      |
|--------------|-------------|------|------|
| 庄内警察署        | 平成26年11月25日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 庄内職業能力開発センター | 平成26年11月25日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 最上学園         | 平成26年11月25日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 庄内食肉衛生検査所    | 平成26年11月25日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 酒田西高等学校      | 平成26年11月25日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 鶴岡高等養護学校     | 平成26年11月25日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 小国警察署        | 平成26年11月25日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 衛生研究所        | 平成26年11月25日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 最上教育事務所      | 平成26年11月26日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 神室少年自然の家     | 平成26年11月26日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 真室川高等学校      | 平成26年11月26日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 新庄神室産業高等学校   | 平成26年11月26日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 新庄養護学校       | 平成26年11月26日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 環境科学研究センター   | 平成26年11月26日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 新庄北高等学校      | 平成26年11月26日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 山形空港事務所      | 平成26年11月26日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 北村山高等学校      | 平成26年11月26日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 新庄警察署        | 平成26年11月26日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 新庄南高等学校      | 平成26年11月26日 | 児玉委員 | 会田委員 |

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 庄内教育事務所

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

## (内容)

平成25年度において報償費及び費用弁償を債権者を誤って支給したため、平成26年度において追給及び返納の是正を行ったもの 1件

平成25年度生徒指導総合対策推進事業に係る支給額 818,586円

## ロ 鳥海学園

(イ) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。



(内容)

支出事務が適切でないものがある。

勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納を要するもの 1件

平成26年6月支給分

|            |         |
|------------|---------|
| 既支給額 (20%) | 35,884円 |
| 正支給額 (0%)  | 0円      |
| 要返納額       | 35,884円 |

#### ハ 最上学園

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、委託料の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から4か月を超えてしていないもの 1件

一般廃棄物処理業務委託 (5月分)

|        |             |
|--------|-------------|
| 委託料    | 27,158円     |
| 検査日    | H26. 6. 2   |
| 請求書受理日 | H26. 10. 3  |
| 支払日    | H26. 10. 17 |

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、委託料の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から2か月を超えてしていないもの 9件

自家用電気工作物保安管理業務委託 (5月分)

|        |                |
|--------|----------------|
| 委託料    | 17,226円        |
| 検査日    | H26. 6. 2      |
| 請求書受理日 | H26. 9. 1      |
| 支払日    | H26. 9. 30 外8件 |
| 合計     | 1,091,502円     |

(ロ) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

期末手当について、休職が公務災害による休職となったことから追給事由が生じたが支給しなかったため、追給を要するもの 1件

平成25年6月支給分

|             |          |
|-------------|----------|
| 既支給額 (60%)  | 346,679円 |
| 正支給額 (100%) | 577,798円 |
| 要追給額        | 231,119円 |

平成25年12月支給分

|             |          |
|-------------|----------|
| 既支給額 (60%)  | 390,014円 |
| 正支給額 (100%) | 650,023円 |
| 要追給額        | 260,009円 |

#### ニ 衛生研究所

(イ) 設計・積算が適切でないものがある。

(内容)

長期継続契約の設備管理業務委託において、故障等により機能を果たさない状態となっていた装置を含めて設計・積算し、契約を継続していたもの 1件

設備管理業務委託

|                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| H24. 4. 1契約           | H24. 4. 1～H27. 3. 31      |
| H26. 4. 1変更契約 (消費税増税) |                           |
| 契約年額                  | 648,000円 (変更契約以前630,000円) |

#### ホ 新庄養護学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から3か月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

3か月超え 53件

2か月超え 153件

へ 環境科学研究センター

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

契約に必要な事項の記載がないもの等、契約内容が適切でないもの 1件

大気常時監視自動測定機消耗品

契約金額 1,547,000円

契約年月日 H25. 9. 24

ト 山形空港事務所

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

(内容)

延滞金の徴収手続をしていないもの及び徴収手続が誤っているもの 1件

山形空港着陸料 139,500円

調定年月日 H26. 3. 30

履行期限 H26. 4. 22

収入年月日 H26. 7. 3

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 扶養手当について、支給要件を欠いていたにもかかわらず毎年実施している確認事務が適切でなかったため、返納したものがある。(鶴岡南高等学校)

ロ 支出

(イ) 通勤手当について、支給要件を欠いているにもかかわらず支給したため、返納したものがある。(酒田警察署)

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2か月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。(新庄北高等学校)

ハ 財産

(イ) 物品が長期間利用されないまま適切に管理されず放置されているものがある。(山形空港事務所)